

令和元年版 モニタリングレポート 主なポイント

令和元年7月
公認会計士・監査審査会



令和元年版モニタリングレポートについて

公表の趣旨

- 監査品質の持続的な向上のためには、企業・株主をはじめ、多くの人々から監査事務所における監査品質が適正に評価されることが重要。モニタリングレポートを公表することで、監査及び会計の専門家だけではなく市場関係者及び一般利用者に対しても、監査事務所の状況等について分かりやすい形で情報提供

構成

- 以下の4部（Ⅰ～Ⅳ）で構成。「Ⅲ. 監査事務所の運営状況」の内容を再整理するとともに、グローバル化やIT化など監査事務所における近時の重要な動向等を記載した「Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応」を新設し、企業会計審議会等における最近の重要な報告や動向についても紹介（平成30年版からの主な変更点）

Ⅰ. 監査業界の概観

公認会計士、監査事務所、被監査会社等の状況を記載。監査業界の全体像を俯瞰
…内容例①—監査業務の大手監査法人への集中（監査法人の分類別シェア（平成29年度））

Ⅱ. 審査会によるモニタリング

審査会の活動状況（制度の概要、審査、報告徴収及び検査の状況）を記載
…内容例②—総合評価の状況

Ⅲ. 監査事務所の運営状況

モニタリングを通じて把握した監査事務所の運営状況を記載
…内容例③—ガバナンス・コードを踏まえた取組
内容例④—会計監査人の異動

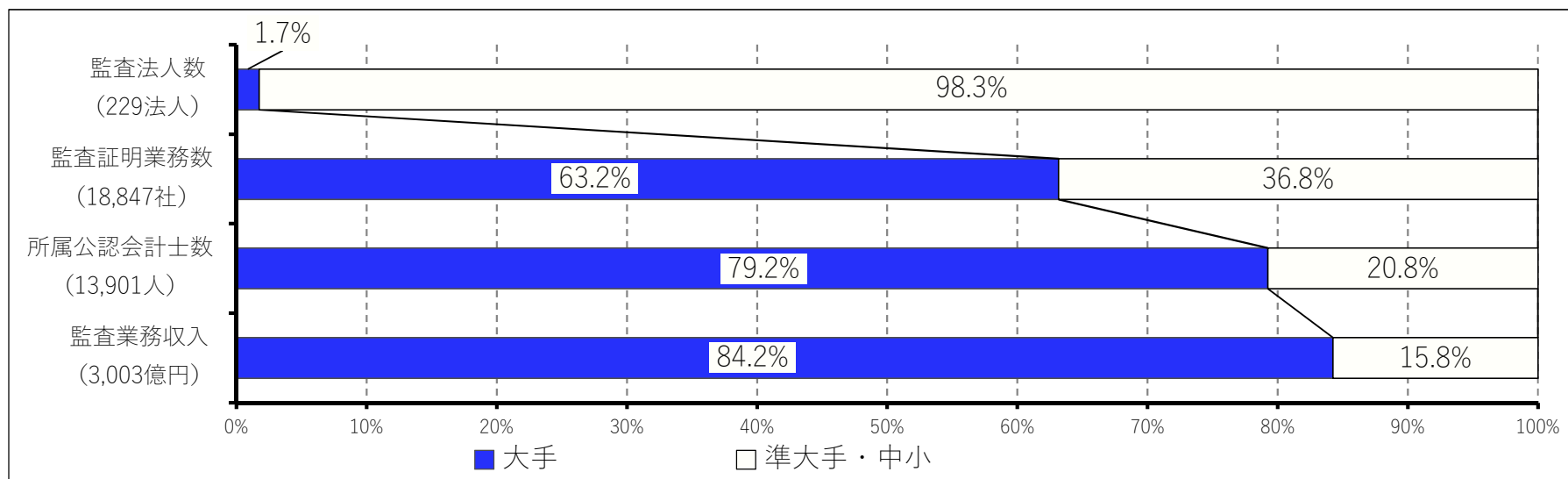
Ⅳ. 監査をめぐる環境変化への対応

監査事務所における近時の重要な動向等を記載
…内容例①—監査業務の大手監査法人への集中
（主要な上場会社における4大グローバルネットワークの監査業務シェア（会社数ベース））

内容例①—監査業務の大手監査法人への集中

- 監査業務収入の約85%が大手監査法人（4法人）に集中
- 寡占傾向は、米国及び英国でも同様にみられる

監査法人の分類別シェア（平成29年度）



(注1) 平成29年度の協会の会員情報及び各監査法人から提出された業務報告書から集計。

(注2) 平成29年度において大手監査法人1法人が決算期を変更し、8か月決算となっている。このため、平成29年度の監査業務収入は、決算期を変更した監査法人の8か月の監査業務収入が同水準で1年間発生したと仮定して（12か月/8か月を乗じて）補正している。

(注3) 平成28年度において準大手監査法人1法人が決算期を変更しており、15か月分の業務収入が平成29年度に計上されている。

主要な上場会社における4大グローバルネットワークの監査業務シェア（会社数ベース）

	日本	米国	英国
4大グローバルネットワークの割合	96%	99%	97%

(注) 以下の株価指数に採用されている会社数を基にシェアを算出

日本 日経225
 米国 S&P500
 英国 FTSE350

内容例②－総合評価の状況

- 検査結果を踏まえ、監査事務所の業務運営の状況を5段階に区分し、総合評価として検査先に通知。通知の際に、被監査会社の監査役等への開示を要請（平成28事務年度から）
 - 全ての法人が、監査事務所の業務運営の状況に応じて「妥当でない点がある」以下となっており、最上位区分である「概ね妥当である」の法人はない
 - 中小規模監査事務所は、大手監査法人、準大手監査法人と比べて総合評価の範囲が下方にシフトしているが、これはリスクベースで検査先を選定していることによる

総合評価の状況

対象：平成28～30事務年度に終了した検査

総合評価の記載	評価内容	大手監査法人、 準大手監査法人	中小規模監査事務所
概ね妥当である	業務運営が良好と認められる場合	-	-
妥当でない点がある	改善すべき点はあるが、業務運営が概ね良好と認められる場合	8	3
妥当でないもの	業務運営が良好でないと認められる場合	2	2
妥当でなく業務管理態勢等を早急に改善する必要	業務運営が良好でないと認められ、特に早急な改善が必要な場合	-	3
著しく不当なもの	品質管理態勢及び個別監査業務の状況に重大な不備が認められ、自主的な改善が見込まれない場合（金融庁長官に勧告）	-	2

（注）総合評価は通常検査において通知。通常検査は、大手監査法人は2年に一度、準大手監査法人は3年に一度、中小規模監査事務所は必要に応じて実施。

内容例③ー監査法人のガバナンス・コードを踏まえた取組

監査法人に求められる対応

- 監査法人のガバナンス・コードの採用については、形式的なものでなく、いかに実践し、実効的な組織運営を実現するか、各監査法人の特性等を踏まえた自律的な対応が求められる

監査法人の取組例（原則3、原則5）

- 大手監査法人においては、監督・評価機能を強化するため、同機関の構成員に独立第三者を選任。独立第三者を監督・評価機関や「指名」「報酬」「監査」の小委員会の議長にすることで、実効性を高めている例もみられる（原則3関係）
- 準大手監査法人においても、独立第三者を構成員に含む監督・評価機関を設置している例が多いが、独立第三者に対する情報提供の観点において課題がみられる（原則3関係）
- 監査品質向上に向け、被監査会社の監査役等だけでなく、機関投資家やアナリストなど、幅広い資本市場参加者等と対話する機会を設けている。単独での意見交換のほか、監査法人合同のフォーラム等も実施（原則5関係）

監査法人のガバナンス・コード

原則1	監査法人が果たすべき役割
原則2	組織体制（経営機能）
原則3	組織体制（監督・評価機能）
原則4	業務運営
原則5	透明性の確保

独立第三者の経験・専門性（単位：人）

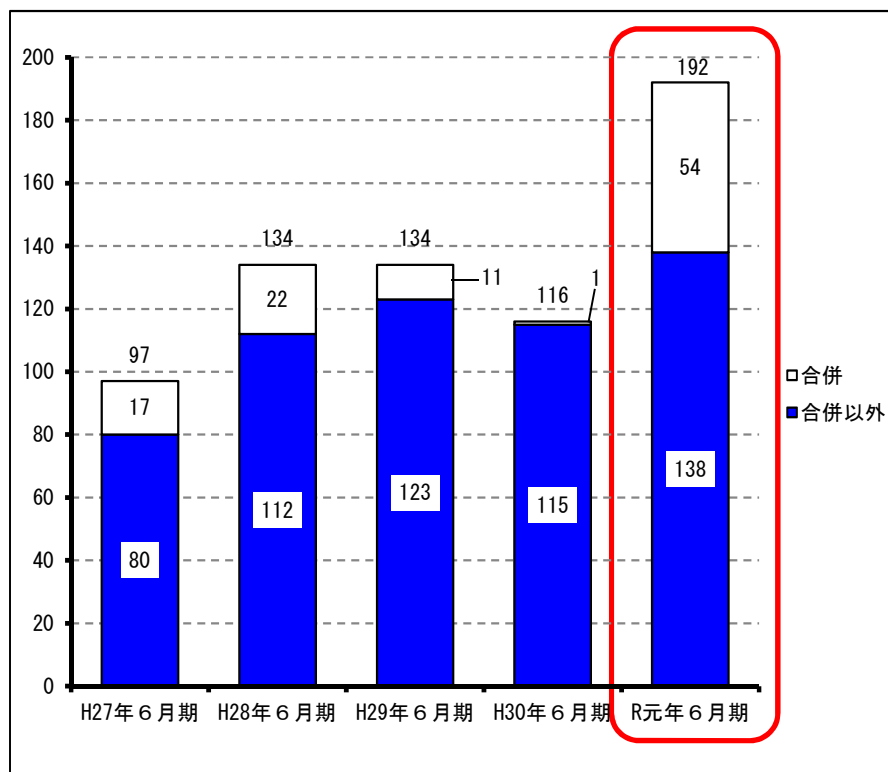
	一般事業会社の経営経験者	学識経験者	弁護士等法曹関係者	省庁等出身者	その他
大手	9	1	2	2	—
準大手	4	1	1	3	1
中小	—	2	1	—	—

（注）平成30年事務年度の検査及び各監査法人の公表資料より作成

内容例④－会計監査人の異動(1/2)

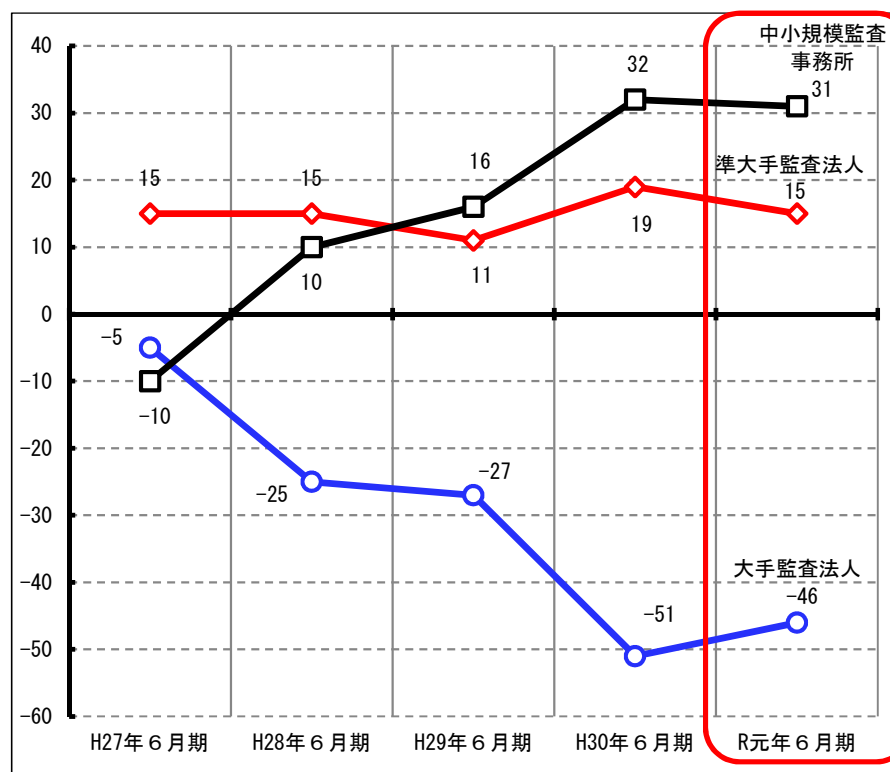
- 会計監査人の異動件数は、合併による異動の影響を除いても、過去5年間で最多
- 監査事務所の規模別では、大手監査法人から準大手監査法人以下への異動傾向が続いている

監査事務所を変更した上場国内会社数の推移
(単位：件)



(注) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人が決定している会社数を集計

監査事務所の規模別の異動状況
(単位：件)

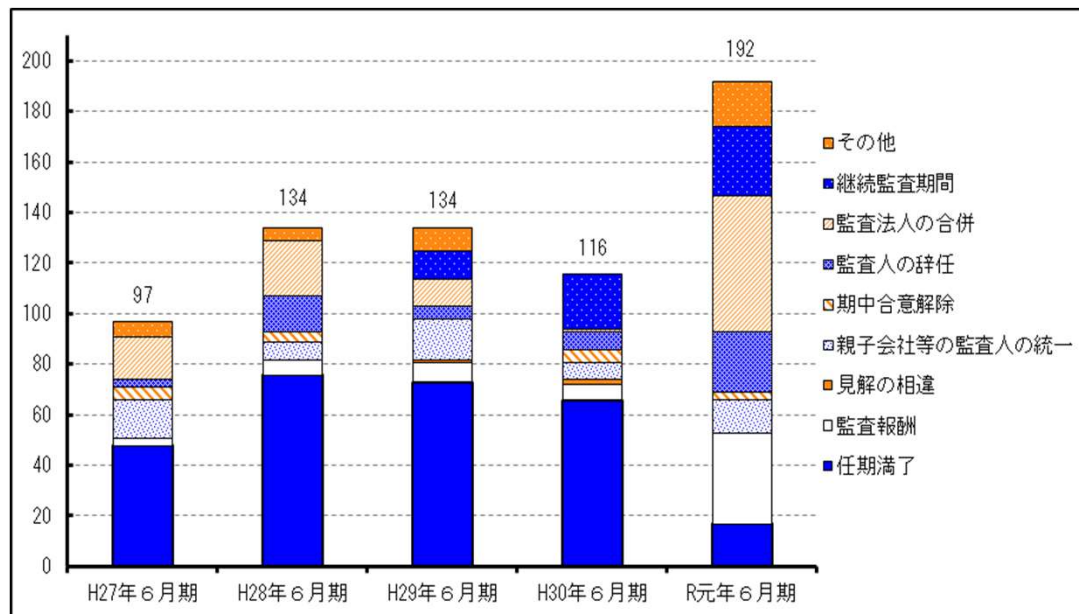


(注) 件数は純増減

内容例④－会計監査人の異動（2/2）

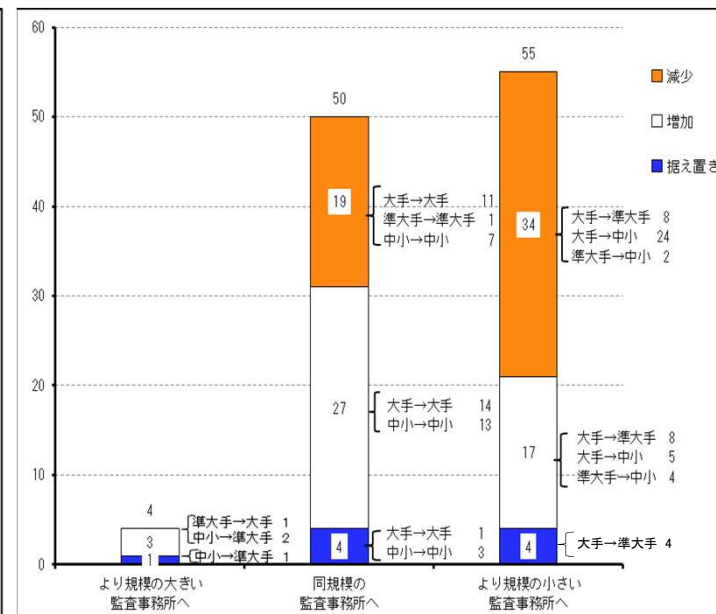
- 平成30年6月期までの監査人の異動理由をみると、「任期満了」のみとするものが最も多く、実質的な理由が記載されていないケースが多いが、令和元年6月期は、任期満了としつつ、何らかの理由を加えるものが増え、「任期満了」のみとするケースが大幅に減少している
- 異動前後の監査報酬については、より規模の小さい監査事務所へ異動した場合、監査報酬が減少するケースは6割超。このうち、大手監査法人から中小規模監査事務所への異動でみると、8割超の異動において監査報酬が減少

上場国内会社の会計監査人の異動理由
(単位：件)



(注) 各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人を決定している会社数を集計

監査人異動後の監査報酬の状況
(単位：件)



(注1) 平成30年6月期に係る会計監査人の異動のうち、異動前後の監査報酬が公表されているものを集計

(注2) 会計監査人の異動に関する適時開示及び有価証券報告書に基づき作成